

## 六甲山系の老朽家屋等解体補助金交付要綱

令和5年9月20日経済観光局長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、登山者の安心・安全の確保及び景観向上のため、六甲山系の老朽家屋等（以下「老朽家屋等」という。）の解体除却工事に対し、補助金を交付することにより、観光振興を図ることを目的とする。

なお、補助金の交付については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月規則第38号。以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 老朽家屋等の所有者若しくは管理者、相続等により所有者となる者、又は老朽家屋等の所有者が不存在で民事執行法（昭和54年法律第4号）第171条に規定する代替執行の決定を得た当該老朽家屋等の敷地の所有者をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (3) 解体工事業者等 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

### (補助事業の要件)

第3条 補助事業は、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものの解体除却工事とする。ただし、第1条に定める目的に資するものとして市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された瀬戸内海国立公園六甲地域（神戸市内に限る。）又は主要登山道のうち布引道・青谷道・上野道・大師道（再度谷）沿いから目視で確認できる範囲（以下「対象範囲」という。）に存する家屋又はその他工作物であること。
- (2) 腐朽又は破損のあることが目視で確認できるものであること。
- (3) 解体除却を行うことで対象範囲における登山者の安心・安全の確保及び景観向上に資すると認められるものであること。

2 補助事業は、原則として敷地全体を更地の状態とするものであること。ただし、老朽家屋等の一部又はこれに附属する門、扉その他の工作物を残置することが安全上やむを得ない場合は

この限りでない。

(補助事業者の責務)

第4条 補助事業者は、当該補助事業に係る関係法令を遵守し、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を実施しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業完了以降においても当該補助事業を実施した土地を適切に管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、市長より求めがあった場合には、現地への立入りや追加の写真提供を協力しなければならない。

(補助事業者の要件)

第5条 補助事業者は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 第2条に規定する老朽家屋等の所有者等であること。
- (2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助事業に係る契約等を締結していないこと。
- (4) 当該老朽家屋等について、国又は地方公共団体その他の公共団体による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第2項及び第3項、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項並びに神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）第14条第1項に規定する命令を受けていないこと。

(補助金の交付額等)

第6条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が実施する補助事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものであって、かつ解体工事業者等へ請け負わせて実施するものに限る。

- (1) 老朽家屋等の解体除却（動産の撤去を除く。）に要する経費
  - (2) 老朽家屋等に附属する門、塀その他の工作物の撤去に要する経費
  - (3) その他市長が必要と認める経費
- 2 補助金の額は、予算の範囲内において、補助事業1件につき前項に規定する補助事業の対象となる経費の額又は350万円のいずれか少ない方の額を限度とする。なお、補助事業者が法人等の場合は、補助事業の対象となる経費の額から消費税相当額を除いて算定する。

(交付の申請)

第7条 補助事業者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げるすべての関係書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図（敷地と道路（幅員含む）との関係、老朽家屋等の配置、附属する門、塀その他の工

- 作物の位置、立木竹の位置等を記載したもの)
- (3) 現況写真（2ヶ月以内のもの）
- (4) 建物の登記事項証明書（3ヶ月以内のもの）
- (5) 工事見積書の写し
- (6) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、その旨を補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同項第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときはその旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとし、当該変更を承認することが不適当であるときは、承認しない理由を付して、その旨通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、解体除却工事が完了した日から起算して30日を経過した日までに市長へ提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 解体除却工事に係る契約書の写し
- (3) 補助事業者が解体工事業者等に解体除却工事に要する経費を支払ったことがわかるもの（領収書の写し又はそれに代わる証明の写し）
- (4) 解体除却工事後の写真

（交付額の確定）

第11条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第9号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、確定した補助金の交付額が、第8条に規定する補助金の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の支払い)

第12条 市長は、補助金の交付額の確定後、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書（様式第11号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(申請等の委任)

第14条 補助事業者は、次の各号に規定する行為について委任することができる。

- (1) 第7条、第9条及び第10条に規定する申請の手続き
- (2) 第12条の規定により交付される補助金の受領

2 補助事業者は、前項第1号の手続きを委任する場合、申請手続委任状（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項第2号の補助金の受領を委任する場合、第7条に規定する補助金交付申請書（様式第1号）にあわせて、受領委任状（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(施行細目の委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。